

- 第73回 全国連合小学校長会研究協議会石川大会  
第56回 東海・北陸地区連合小学校長会研究協議会石川大会  
第64回 石川県小中学校長会小学校研究協議会金沢大会

## 実行委員会会則

### (総則)

第1条 本会は、第73回 全国連合小学校長会研究協議会石川大会実行委員会（以下本会という）と称し、事務局を石川県小中学校長会事務局に置く。

### (目的)

第2条 本会は、第73回 全国連合小学校長会研究協議会石川大会の適切で円滑な運営を期し、大会開催に必要な全ての企画・運営に関する業務を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の企画および運営に関すること。
- (2) 文部科学省、全国連合小学校長会、東海・北陸地区連合小学校長会、その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会および本会の経理に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 本会は、石川県小中学校長会小学校長会役員・幹事・代議員ならびに監事をもって組織する。

- 2 実行委員長は、石川県小中学校長会小学校長会会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、石川県小中学校長会小学校長会副会長をもって充てる。
- 4 委員は、石川県小中学校長会小学校長会幹事長、幹事および代議員をもって充てる。
- 5 監事は2人とし、委員以外の者から実行委員長が委嘱する。

### (実行委員長、副委員長および監事)

第5条 実行委員長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ実行委員長の指名した副委員長がその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。

### (任期)

第6条 役員および委員の任期は、一年とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

### (会議)

第7条 本会の会議（以下「会議」という。）は、実行委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 実行委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、石川県小中学校長会事務局に実行委員長が委嘱した事務局長と事務局員を置く。

- 2 事務局に必要な事項は、実行委員長が別に定める。

### (委員会および部会)

第9条 本会に、次の委員会および部会をおく。

- (1) 運営委員会
- (2) 部会 (総務部・運営部・研究部・編集部・会員部)

### (運営委員会)

第10条 運営委員会は、実行委員長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 運営委員長は実行委員長が兼務し、議長として運営委員会を主宰する。
- 3 運営副委員長は実行委員会副委員長が兼務し、運営委員長を補佐し運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 本会から委任された事項。
  - (2) 予算の執行に関する事項。
  - (3) その他、必要事項。

### (各部会)

第11条 各部会は、実行委員長が委嘱する各部員をもって構成し、実行委員長から付託された各部準備事項を審議し、実行委員長に具申するとともに、大会運営に関する具体的事項を処理する。

- 2 各部委員会に関する規定は、実行委員長が別に定める。

### (実行委員長の専決処分)

第12条 実行委員長は、緊急を要する事項で、会議を招集することが困難なときは、これを専決処分することができる。

- 2 実行委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

### (経費)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、参加費およびその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計期間は、平成31年4月1日から解散の日までとする。
- 3 本会の会計に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

### (解散)

第14条 本会は、その目的が達成されたとき解散する。

### (委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則 この会則は、平成30年11月9日制定  
平成31年 4月1日施行。